

索道事業における新型コロナウイルス感染症対策に関する ガイドライン



令和4(2022)年11月7日
一般財団法人日本鋼索交通協会

1.本ガイドラインについて

2020年初期より拡散した新型コロナウイルスの感染症対策に関する指針として索道事業者を対象に作成するものである。

索道事業については、冬季間のスキー営業および夏季間の観光営業などがあり、輸送に使われる索道機種・営業内容等によっても運行状況が大きく異なっている。

索道事業者においては、それぞれの索道運行計画に基づき本ガイドラインを踏まえ、個々の状況に応じた対策に取り組み、感染拡大の防止、利用者の安心・安全等につなげていくと共に従業員の健康管理も含め、社会全体への感染症の感染リスクの低減に努めることに活用するものとする。また、「緊急事態宣言」等が再度、発令になった際には、関係機関と連携して臨機応変に対応するものとする。

○リスク評価

事業関係者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である①接触感染、②飛沫感染のそれぞれについて、従業員及びお客様の動線や接触等を考慮した上でリスクの所在、程度を把握し、そのリスクに応じた対策を検討する。また、③地域における感染状況のリスクとして考慮しておく必要がある。

①接触感染のリスク評価

他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場を最低限にする工夫をおこなう。特に高頻度接触位(例えば、テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、筆記用具、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、エスカレーターベルト、両替機、自動発払機など)に留意する。

②飛沫感染のリスク評価

施設内における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、施設内で大声などを出す場所がどこにあるかなどを把握しておく。

③地域における感染状況のリスク評価

地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の影響について考慮する。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性がある。

2.具体的な感染拡大予防について

(1)お客さまに気持ちよく楽しんでいただくために、すべてのお客さまに次のことをお願いする。

- ①厚生労働省のホームページにある「マスク着用について」を原則とし、屋外でのマスクは不要、屋内や搬器内ではマスク着用を推奨とする。
- ②乗車待ちもしくは乗車中の会話は控えめにし、チェアリフトの場合は極力前方を向いたままで座る。
- ③混雑時の待ち時間を踏まえて、係員が搬器の乗車人数を決めることについてご理解をいただく。

(2) 索道施設

① 特殊索道

- ア. 改札係員・乗客係員にはマスクを着用させることが望ましい。
- イ. 運行終了後は落下防止バー等の消毒をするのが望ましい。（運行中は危険である）

② 普通索道

- ア. 改札係員・乗客係員および車掌係員にはマスク等を着用させる。
- イ. 箱型搬器（ロープウェイ・ゴンドラ等）については、窓を開けるなど適切な換気に努め、乗車定員を制限しない場合は、マスク着用の徹底、搬器内での会話を控えるようアナウンスや掲示をおこなう等の対策をとり搬器内環境の確保に努める。
- ウ. 搬器内消毒は安全確保を図りながら状況に応じて定期的実施する。

③ 券売所

- ア. チケット購入者との間には、飛沫防止シート（アクリル板等）を設置する。
- イ. チケット・金銭等を受け渡しする際には、肌が接触しないように受け皿等で受け渡しをする。

(3) 屋内施設（売店・付帯施設等）について

- ① 施設の入口およびトイレ入口等には消毒液を常備する。
- ② 座席の間隔については一定の距離を確保する。
- ③ 提供する料理・提供方法についても、感染拡大防止に努める。
- ④ お客さまが利用されるテーブル・イス等、また券売機・トイレ・手すり等々については定期的に清掃・消毒をする。
- ⑤ 入室の人数制限や換気（※）の徹底もおこなう。

※例えば、法令を遵守した空調設備による常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上、かつ、1回に5分間以上、又は常時換気。寒冷な場面では室温が下がらない範囲で常時窓開けする等の工夫）。必要に応じ、CO2測定装置を設置する等により、換気状況を常時モニターし1000ppm以下を維持することも望ましい。乾燥する場面では、湿度40%以上を目安に加湿を考える。

(4) 冬季営業でのパトロール隊について

- ① パトロール隊員は常にマスクを携行し、救助活動をする際には、臨機応変にマスクを着用するものとする。
- ② 負傷者の搬送で使用した救助ボート類は搬送後、消毒する。

3. 従業員に関する対策

(1) 健康確保

- ① 従業員に対し、出勤前に、新型コロナウイルスへの感染を疑われる症状の有無を確認させる。特に券売所係員・改札係員・車掌係員については始業前点呼時等において確認を徹底する。

- ②従業員は常に健康な身体でお客さまに接することが肝心で、①を踏まえ体調の思わしくない従業員には休むように指導する。また、勤務中に体調が悪くなった従業員には、必要に応じて直ちに帰宅させる。
- ③自宅で療養することとなった従業員は、毎日、健康状態を確認する。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。

(2)勤務

- ①索道業務に従事する従業員に対し、業務内容に拘らず、始業前・休憩後を含め、適切な手洗い・手指消毒を徹底する。
- ②勤務中の従業員は適切にマスクを着用する。
- ③建物内（個別の部屋含む）の換気に努める。
- ④送迎車両による通勤の場合、マスクの着用と窓を開け感染予防に努める。
- ⑤他人と共用する物品や手が触れる運転室の操作スイッチ類は利用頻度に応じて清掃消毒をする。
- ⑥従業員が、一定の距離を保てるように作業空間と人員配置について最大限の見直しをする。
- ⑦朝礼や点呼は小グループにておこなうなど、一定以上の人数が一度に集まらないように努力する。

(3)休憩施設・備品等の取扱い

- ①休憩室・食堂等を使用する際は、入退室の前後に適切に手洗いや手指消毒を励行する。
- ②休憩をとる場合でも、屋内休憩スペースについては換気をおこない、食堂などで飲食する場合には、時間をずらす、イスを間引く、対面で座らないなどできるだけ距離を確保するよう努め、3密（密閉・密集・密接）を防ぐことの徹底にも努める。
- ③トイレでは、ペーパータオルを設置するか、個人のタオルを持参させる。
- ④共有する物品（テーブル・イス等）は、定期的に消毒する。
- ⑤感染のリスクが高まる「5つの場面」（※3）にある飲食の際の注意事項を案内する。

(4)従業員に対する感染防止対策の啓発等

- ①従業員に対し、感染防止対策の重要性を認識させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」（※1）や「『新しい生活様式』の実践例」（※2）を周知するなどの取組をおこなう。
- ②患者・感染者・医療関係者・海外からの帰国者、その家族・児童等の人権に配慮する。
- ③新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、職場内で差別されることなどが無いよう、従業員に周知啓発し、円滑な職場復帰のための十分な配慮をおこなう。

JFTA

一般財団法人
日本鋼索交通協会

Japan Funicular Transport Association

〒111-0056

東京都台東区小島2丁目18番15号 新御徒町妙見屋ビル3階

TEL (03) 3866 -3163 FAX (03) 3866 - 3164

<http://www.nikokyo.or.jp> / E-mail:jfta@nikokyo.or.jp
